

募集要項

1 対象・参加条件

- ◆ 対 象：2026年4月より小学4年生～中学3年生
- ◆ 地 域：制限なし（通える方）
- ◆ 経 験：初心者も参加可能です。ただし合奏中心のため、個別の技術指導は限られます。練習方法は活動内で適宜フォローしますが、上達のために個人練習も必要になります。

2 基本活動日・活動時間

- ◆ 活動の基本は、月曜日の練習とします。
- ◆ 練習日：原則週1回（年間40回、年間カレンダー参照）
- ◆ 曜日・時間：月曜日18：30～20：30
- ※ 初回練習：4月6日（月）18：30～20：30

3 追加活動日・活動時間 **（年度途中からの募集は行いません）**

- ◆ 月曜日の通常活動に加えて、希望者向けの追加活動を木曜日に行います。
- ◆ 参加は「月曜日のみ参加」または「月曜日・木曜日の両日参加」から選択するものとし、木曜日のみの参加は原則としてできません。
- ◆ 練習日：原則週1回（年間40回程度、希望メンバーと相談して調整）
- ◆ 曜日・時間：木曜日18：30～20：30
- ◆ 追加費用は発生しません。
- ※ 木曜日の活動では、木曜メンバーで基礎練習や少人数での合奏に取り組みながら、木曜メンバーで定期演奏会にて披露する楽曲を練習します。
- ※ また、メンバーや編成によっては、アンサンブルコンテストに向けた練習を行う場合があります。
- ※ 活動内容は、参加人数や編成等に応じて調整する場合があります。

4 活動場所

- ◆ コーダ音楽スタジオ：Aスタジオ
- ◆ 京都市西文化会館ウエスティ：リハーサル室／創造活動室
- ※ 人数により活動場所が変わります。必ず事前にお伝えします。

5 年間活動内容

- ◆ 練習は、年間40回を予定しています。（年間カレンダー参照）
- ◆ 今年度の方針は、週1回の練習で基礎合奏を充実させ、1年後に定期演奏会を実施することを目標に楽曲の練習を進めます。
- ※ 第1回定期演奏会：2027年4月4日（日）京都市西文化会館ウエスティ ホール（予定）

6 コンクール・コンテスト

	吹奏楽コンクール	アンサンブルコンテスト
出場条件 (目安)	・ メンバーに中学生が1人以上いること ・ メンバーに楽器経験1年以上の人が過半数であること ・ 出場希望者が5人以上いること	・ メンバーに中学生が1人以上いること ・ メンバーに楽器経験1年以上の人が過半数であること ・ 出場希望者が3名以上いること
練習予定	・ 練習は通常の週1回とは別枠で設定します。(メンバーと相談して決定)	

7 楽器

- ◆ 楽器は、原則持参とします。
- ◆ 打楽器：団体で貸出しますが、種類と数に限りがあります。

8 持ち物

- ◆ 譜面台
- ◆ チューナー
- ◆ 楽譜ファイル(部活動で使用しているものでも可)

9 費用

- ◆ 入団時にかかる費用
 - ・ 入団金：4,000円
 - ※ 中途入団、第2期生以降は、6,000円を予定しています。
 - ※ 現役団員の兄弟姉妹が入団される場合は、2,000円とします。
- ◆ 毎月かかる費用
 - ・ 月謝：4,000円(会場費・指導料・楽譜代を含む)
- ◆ 毎年度当初にかかる費用
 - ・ 2,000円(アプリ年間利用料・保険・連盟加盟登録料等)
 - ※ 1年目は入団金に含まれています。
- ◆ 都度かかる費用
 - ・ 交通費(実費)
 - ・ 定期演奏会参加費
 - ・ 練習や本番に必要な備品(リード等の消耗品など)
 - ・ コンクール・コンテスト参加費(参加者のみ)

10 連絡方法(欠席・遅刻)

- ◆ 連絡は「クラブマネージャー」というアプリを使用します(詳細は別途案内します)。ul> - ・ 欠席：開始時間までに連絡
 - ・ 遅刻：分かった時点で連絡
 - ・ 出席：連絡不要
- ◆ 入退室の記録・通知について
 - ・ 会場に設置したタブレット端末に、各自に発行するQRコードをかざして読み取ることで、到着時／退出時の入退室を記録できます。
 - ・ 入退室を記録した場合、到着・退出の時刻は登録された保護者メールアドレス宛に自動でメ

ール通知されます。

- ・ QR コードは全員に発行しますが、利用は各家庭の任意とします。

11 保護者へのお願い

- ◆ 保護者会等の結成はいたしません。
- ◆ 極力、保護者の方の負担がないように進めます。

12 休団・退団

- ◆ 休 団
 - ・ 前月 20 日までに指導者までご連絡ください。(月謝の請求を止める必要があります)
 - ・ 休団期間は最大 2 ヶ月とします。
 - ・ 休団中、月謝は発生しません。
 - ・ 復帰は希望日から可能です。
 - ・ 復帰した日から月謝が発生します。(日割りはできません)
- ◆ 退 団
 - ・ 前月 20 日までに指導者までご連絡ください。(月謝の請求を止める必要があります)
 - ・ 日割りでの返金はできません。

13 保険（部活動地域移行補償制度）

部活動の地域移行に伴い、日本スポーツ振興センターの補償は適用外となります。

本団では、活動参加中および活動場所までの往復途中に生じたケガ、ならびに活動中の賠償事故に備え、「部活動地域移行補償制度（アスフィール補償）」に加入します。